

## 6. 箕面市の景観施策の歩み

	市の景観施策の動き	関連施策の動き	国や他の都市の動き
昭和43年		・北摂連山近郊緑地保全区域の指定(2月)	・金沢市伝統環境保存条例の制定 ・倉敷市伝統美観条例の制定
昭和44年		・北摂連山近郊緑地保全区域の追加指定(4月) ・中部土地区画整理事業の決定(5月)	・新都市計画法の公布
昭和45年		・都市計画公園(総合・近隣)の当初決定(3月) ・市街化区域・市街化調整区域(線引き)の当初決定(6月) ・用途地域の変更(線引きによる)(8月)	
昭和46年			
昭和47年		都市計画公園(街区)の当初決定(6月)	・京都市市街地景観条例の制定
昭和48年		・高度利用地区の当初決定(箕面・船場)(1月) ・箕面駅前地区第一種市街地再開発事業の決定(2月) ・高度地区の当初決定(10月) ・特別業務地区(船場)の決定(11月)	
昭和49年			
昭和50年			
昭和51年			
昭和52年		・箕面市環境保全条例の施行(10月) ・小野原特定土地区画整理事業の決定(12月)	
昭和53年		・萱野第二土地区画整理事業の決定(1月)	・神戸市都市景観条例の制定
昭和54年			
昭和55年			・都市計画法の改正(地区計画制度の創設)

	市の景観施策の動き	関連施策の動き	国や他の都市の動き
昭和56年			
昭和57年		・萱野第一農住組合特定土地区画整理事業の決定(8月)	～各市町村において景観条例の制定が本格化～
昭和58年		・小野原東特定土地区画整理事業の決定(10月)	
昭和59年			
昭和60年			
昭和61年			
昭和62年			
昭和63年			
平成元年		・都市計画公園の一斉見直し(12月)	
平成2年		・小野原西・粟生新家地区地区計画決定(12月)	
平成3年	・箕面市都市景観基本計画の策定(3月)		
平成4年	・都市景観誘導マニュアル・公共施設編の発行(3月) ・箕面市都市景観形成要綱の施行(5月)	・国際文化公園都市特定土地区画整理事業の決定(5月)	
平成5年	・都市景観誘導マニュアル・民間施設編の発行(3月)		
平成6年			
平成7年	・みのお市民まちなみ会議の設立(3月)	・萱野中央特定土地区画整理事業の決定(3月) ・都市計画道路の変更(第二名神自動車道・御堂筋線)(7月) ・都市高速鉄道国際文化公園都市モノレールの決定(11月)	
平成8年	・今宮三丁目東急不動産開発地区を都市景観形成地区に指定(10月)	・用途地域の変更(新用途地域)(2月) ・西宿住宅地区地区計画の決定(2月) ・水と緑の健康都市特定土地区画整理事業の決定(2月) ・彩都粟生地区地区計画の決定(2月)	

	市の景観施策の動き	関連施策の動き	国や他の都市の動き
		・箕面市都市計画マスタープランの策定(8月)	
平成9年	・箕面市都市景観条例の施行(4月)	～まちづくり関連条例の体系化～ ・箕面市環境保全条例の施行(4月) ・箕面市まちづくり推進条例の施行(4月) ・箕面市まちづくり理念条例の施行(4月) ・箕面市文化財保護条例の施行(4月)	
平成10年	・高橋家住宅、今戸家住宅、澤村家住宅、藤森家住宅、篠崎家住宅を都市景観形成建築物に指定(5月、9月) ・山なみ景観保全地区の指定(10月)		
平成11年	・箕面・山麓保全検討委員会の設立(10月)	・小野原西特定土地地区画整理事業の決定(8月) ・小野原西地区地区計画の決定(8月)	
	・箕面新都心まちづくり基本計画の策定(7月)		
平成13年	～しくみづくりから協働の取り組みへ～	・箕面市第四次総合計画(1月) ・萱野中央地区地区計画の決定(10月)	～景観への関心のさらなる高まり～
平成14年	・山麓保全アクションプログラムの策定(3月) ・みのお山麓委員会の発足(4月)	・箕面市商業活性化ビジョン(3月) ・みどりのまちづくり研究会の発足(4月)	
平成15年	・箕面新都心地区を都市景観形成地区に指定(4月) ・小阪家住宅を都市景観形成建築物に指定(4月)	・みどりの基本計画策定委員会の発足(7月) ・萱野中央地区地区計画の決定(10月) ・高度地区の変更(11月)	・美しい国づくり政策大綱策定(7月)
平成16年	・公益信託みのお山麓保全ファンドの創設(1月) ・みのおの山麓保全のための協働協定締結(1月)	・新農業基本指針の策定(3月) ・みどりの基本計画の策定(8月) ・中心市街地活性化基本計画の策定(12月)	・景観法公布(6月) ・景観法一部施行(12月)
平成17年	・橋本亭を都市景観形成建築物に指定(4月) ・桜ヶ丘二丁目大正住宅博覧会地区を都市景観形成地区に指定(8月)	・外院南地区地区計画の決定(8月)	・景観法全部施行(8月)
平成18年	・彩都粟生地区、外院二丁目地区を都市景観形成地区に指定(9月) ・篠崎家住宅の都市景観形成建築物の指定を解除(9月) ・景観行政団体になる(12月)		